

坂出市市内プラスチックスマートアクション方針 ～ゼロカーボンシティさかいでの実現に向けて～

1. 目 的

国においては、2020（令和2）年10月に2050年までにカーボンニュートラルの実現をめざすことを宣言し、翌年4月の気候変動サミットでは、温室効果ガスを2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で46%削減するとの目標を示すとともに、50%のさらなる高みに向けて、挑戦を続けていく決意を表明したところである。

一方で、昨今の廃プラスチックによる海洋汚染等が世界的な課題となっているなか、国において、2019（令和元）年5月にプラスチック資源循環戦略、2022（令和4）年にプラスチックにかかる資源循環の促進等に関する法律（通称：プラスチック資源循環法）が制定され、サーキュラーエコノミー（循環型経済）の観点から包括的な資源循環体制の強化が進められている。

こうした国の動向をふまえ、本市においては、令和3年9月にゼロカーボンシティを宣言し、市民及び事業者との共創のもと、気候変動問題への対応と資源効率の最大化といった2つの関連する事象の相互連携事業により、地域の環境負荷低減に向けた取り組みを鋭意進めているところである。

そして、今後、この取り組みの推進力強化を図るためには、地域全体へ共通認識を浸透させていくことが重要であるが、まずは市職員が自ら率先して行動を起こしていくことが必要である。

そこで、このたび、本市の取り組みを通じて、地域全体の環境負荷低減に向けた意識の醸成につなげていくことを目的として、市役所内におけるプラスチック使用削減指針となる「坂出市市内プラスチックスマートアクション方針」を策定するものである。

2. 物品調達における取り組み

市の事務事業において、ワンウェイプラスチック製品^{*}をはじめとするプラスチックを使用した製品の使用をできる限り控えることとする。

①市（市が事務局事務を担う団体等）が主催、共催する会議及びイベント等では、出席者へペットボトルなどのプラスチック製容器包装^{*}の提供を原則行わないこととする。

出席者にはマイボトルを持参してもらうことを推奨し、やむなく使い捨て容器の飲料等を提供する場合は、缶や紙製品を使用するなど極力プラスチック製ごみの発生を抑制するものとする。

また、その場合発生した缶や紙パック等のごみは分別を徹底すること。（詳細は別紙）

②市（市が事務局事務を担う団体等）主催のイベント等で、景品の提供の際などワンウェイのプラスチック製品の使用を可能な限り控える。

③日常業務においても、プラスチックを使用した製品の代替となる製品があれば、できる限り使用し、再生可能原材料など相応しい素材を使用した製品の優先購入を検討する。

※ワンウェイプラスチック製品

使い捨て（ワンウェイ）のプラスチック製品

（例）プラスチック製品：使い捨てのスプーンやフォーク、ストローなど

プラスチック製容器包装：レジ袋、ペットボトル、飲料カップなど

※プラスチック製容器包装

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容リ法」という。）で対象とされた「容器包装」。

容リ法でいう「容器包装」とは、商品を入れる「容器」及び商品を包む「包装」（商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む）であり、商品を消費したり商品と分離した場合に不要となるもの。

3. 職員による取り組み

- ①原則、必要性の低いワンウェイプラスチックの受け取りを辞退するよう努める。
- ②極力、プラスチック製容器包装の使用を控え、マイボトル、マイカップ、マイバッグの使用に努める。
- ③適正な分別を心がける。

4. その他

- ①市の関連施設内で許可を得て営業活動を行うもの等に対しても、できる限り協力依頼を行い、委託事業等においても仕様書に盛り込むなど、できる限りの取り組みを求める。
- ②上記の取り組みを令和5年5月1日より実施する。



Zero Carbon City Sakaide



